

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：男女共同参画推進費

事業名 女性の活躍推進会議開催費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

子ども・女性部 男女共同参画推進課 男女共同参画係

電話番号：058-272-1111 (内3575)

E-mail：c11234@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 720千円 (前年度予算額：1,080千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,080	0	0	0	0	0	0	0	1,080
要求額	720	0	0	0	0	0	0	0	720
決定額	720	0	0	0	0	0	0	0	720

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

・国は、女性の力を「我が国の最大の潜在力」と位置付け、平成27年に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立するなど、女性の活躍推進は新たな段階を迎えた。

・一方、県では、就業を希望しながらも働いていない女性の潜在的労働者が約6万人いるとされるほか、女性管理職比率は全国に比べて低いなど、女性の活躍に向けた環境づくりをさらに推し進めるため、平成28年度に女性の活躍推進に取り組む経済界、学識経験者、行政関係者が参画し、本県が取り組むべき女性活躍推進施策の方向性、その取組みに対する評価・検証、それを踏まえた新たな施策について議論する、「清流の国ぎふ女性の活躍推進会議」を立ち上げた。

・あわせて、県全体での女性活躍推進に係る取組みの方向性を定めた「清流の国ぎふ女性の活躍推進計画」(同法に基づく都道府県推進計画)を策定した。※令和4年9月に男女共同参画計画と統合。

・なお、本会議は、同法第27条に基づく協議会として位置付けており、推進計画に基づく取組みを進める推進機関として継続的に会議を開催することとしている。

(2) 事業内容

推進会議及び検討委員会の開催運営

【推進会議】1回開催予定(8月頃)

- ・委員数：23名(経済界9名、各検討委員会委員9名、行政5名)
- ・役割：本県が取り組むべき女性活躍推進施策の方向性、その取組みに対する評価・検証、それを踏まえた新たな施策の検討

【検討委員会】1回開催予定(12月頃)

- ・委員数：21名(企業、団体、学識経験者等)
 - ・M字カーブ底上げ検討委員会(7名)
 - ・女性管理職登用検討委員会(7名)
 - ・女性の活躍総合支援体制検討委員会(7名)
- ・役割：検討課題の解決に向けた施策の検討、推進会議への提言

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・県の女性の活躍推進計画に基づく取り組みを進める推進機関であるため県負担は妥当

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	410	委員報償費
旅費	187	費用弁償、業務旅費
その他	123	消耗品費、会議費、通信運搬費、会場使用料等
合計	720	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

「清流の国ぎふ」創生総合戦略
(3) 誰もがともに活躍できる共創社会

(2) 国・他県の状況

令和6年4月1日時点で44道府県が設置

(3) 後年度の財政負担

同法は10年間の時限立法であり、当面重点的に実施する必要がある。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 県推進計画において重点課題として掲げる、女性管理職比率を全国平均並みの水準に引き上げる。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R2)	R5年度 実績	R6年度 目標	R7年度 目標	終期目標	
					R7年度	達成率
①管理的職業従事者に占める女性の割合	13.0%				15.0%	—

○指標を設定することができない場合の理由

（これまでの取組内容と成果）

令和3年度	女性の活躍推進会議の開催（1回） 女性の活躍推進会議3検討委員会合同会議の開催（2回） ・「清流の国ぎふ女性の活躍推進会議」（女性活躍推進法に基づく協議会）による、県女性活躍推進計画に記載した取組み状況の評価・検証
令和4年度	女性の活躍推進会議の開催（1回） 清流の国ぎふ女性の活躍推進フォーラムの開催（1回） ・「清流の国ぎふ女性の活躍推進会議」（女性活躍推進法に基づく協議会）による、県女性活躍推進計画に記載した取組み状況の評価・検証 ・女性活躍推進に向けた気運醸成と県内企業経営者等の意識改革のため、県との共催で「清流の国ぎふ女性の活躍推進フォーラム」を開催
令和5年度	女性の活躍推進会議の開催（1回） 清流の国ぎふ女性の活躍推進フォーラムの開催（1回） ・「清流の国ぎふ女性の活躍推進会議」（女性活躍推進法に基づく協議会）による、県女性活躍推進計画に記載した取組み状況の評価・検証 ・女性活躍推進に向けた気運醸成と県内企業経営者等の意識改革のため、県との共催で「清流の国ぎふ女性の活躍推進フォーラム」を開催

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3:増加している 2:横ばい 1:減少している 0:ほとんどない	
(評価) 3	本県においても、急速な少子高齢化に伴う労働力不足が懸念される中、「我が国最大の労働力」である女性の力を最大限に発揮するために、オール岐阜県で女性の活躍に取り組む必要がある。 企業や経営者に意識改革を求めるとともに、働く女性、これから働こうとする女性を後押しするためには、女性の活躍に取り組む関係機関が一体となって取り組むことが効果的で、法第27条に基づき協議会を設置する県の関与が必要である。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3:期待以上の成果あり 2:期待どおりの成果あり 1:期待どおりの成果が得られていない 0:ほとんど成果が得られていない	
(評価) 3	H22国勢調査では全国最下位であった女性管理職比率が最新結果(R2)では45位に向上するなど、県内企業に女性活躍推進の意識は徐々に浸透しつつある。本会議におけるオール岐阜県体制の推進により、この流れをいっそう確実なものにすることができる。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2:上がっている 1:横ばい 0:下がっている	
(評価) 2	県施設における会議の開催によって経費の節減を図っている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 女性の活躍推進に向けては、経済界を巻き込んだオール岐阜県体制での取組みが不可欠であり、本推進会議を中心とした取組みを粘り強く継続していく必要がある。
--